

国際エネルギースタープログラム制度運用細則

国際エネルギースタープログラム制度運用細則は次のとおりとする。

なお、平成19・03・05資第9号（国際エネルギースタープログラム制度運用細則）は廃止する。

1. 総則

本細則は、国際エネルギースタープログラム制度要綱（以下「要綱」という。）において、別に定める事項等、国際エネルギースタープログラム制度を実施するために必要な事項について規定する運用細則である。

2. 対象製品に関する基準

要綱5.、7.、10.（1）、12.及び13.に規定する別に定める対象製品に関する基準は別表第1のとおりとし、別表第2で規定する測定方法で測定しなければならない。

3. 国際エネルギースターロゴ使用製品届出書

要綱7.の「製品届出書」は様式第1のとおりとする。

4. 変更の届出

参加事業者は要綱7.の規定により提出をした「製品届出書」の記載事項の変更が生じた場合には、変更があった事項について、速やかに様式第2による届出書に記載し、経済産業大臣に届け出なければならない。

5. 国際エネルギースターロゴ使用に関する規定

要綱12.の規定は別表第3のとおりとする。

6. 対象製品の定義の補足

要綱4.に規定する対象機器の定義を以下のとおり補足する。

なお、下記（1）～（9）の本文中の用語のうち、別表第1-1～別表第1-9中の「用語の定義」において定められているものについては、その「用語の定義」のとおりとする。

（1）コンピュータ（オールインワンシステムを含む。）

論理演算やデータ処理を実行する機器。コンピュータは、最低でも1）動作を実行する中央演算処理装置（CPU）、2）キーボード、マウス、タッチパッドなどのユーザー入力装置、及び3）情報を出力するための表示スクリーンで構成される。本基準におけるコンピュータは、据え置き型又は携帯用機器であり、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ、ワークステーション、小型コンピュータサーバ、シンクライアントを含む。コンピュータは、上記の2）及び3）に記載されているように、入力装置及び表示装置の使用が可能でなければならないが、出荷時にこれらの装置を含む必要はない。

（2）ディスプレイ

多くの場合において単一きょう体に収められている表示スクリーンとその関連電子装置からなる市販の電子製品であり、主機能として、1) 1つ又は複数のVGA、DVI、HDMI、ディスプレイポート、IEEE1394、USB等の入力によるコンピュータ、ワークステーション又はサーバからの視覚情報、2) USBフラッシュドライブ、メモ리카ード等の外部記憶装置からの視覚情報、あるいは3) ネットワーク接続からの視覚情報を表示する。

(3) プリンター

電子入力から用紙に出力することが主な機能の機器であり、単独のユーザー又はネットワークに接続しているコンピュータ、あるいはその他の入力装置（デジタルカメラ等）からの情報を受信する能力を有し、使用場所において複合機に拡張可能なプリンターを含めて、プリンターとして販売されるものを対象とする。対象となるプリンターは、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

(4) ファクシミリ

遠隔機器に電子伝送する画像原本を読取り、かつ用紙に出力するために電子伝送を受信することが主な機能の機器であり、ファクシミリとして販売されるものを対象とする。用紙への複写機能のあるファクシミリも対象に含まれる。電子伝送には、主に一般の電話システムが使用されるが、コンピュータネットワーク又はインターネットを経由してもよい。対象となるファクシミリは、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

(5) 複写機

画像原本から用紙複写物を生成することが唯一の機能の機器であり、拡張機能付きデジタル複写機(UDC : upgradeable digital copier)を含め、複写機として販売されるものを対象とする。対象となる複写機は、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

(6) スキャナ

画像原本を、主にパーソナルコンピュータ環境において保存、編集、変換又は送信が可能な電子画像に変換する機器であり、スキャナとして販売されるものを対象とする。対象となるスキャナは、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

(7) 複合機

プリンター、スキャナ、複写機又はファクシミリの機能のうち2つ以上の機能を実行する、単一きょう体あるいは機能的に統合された構成装置である機器であり、複合機能製品(MFP : multifunction product)を含め、複合機として販売されるものを対象とする。複合機の複写機能は、ファクシミリに見られる「簡易複写」とは異なる。対象となる複合機は、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

(8) デジタル印刷機

デジタル複製機能を用いたステンシル印刷方法による、完全自動化された印刷システムの機器であり、デジタル印刷機として販売されるものを対象とする。対象となるデジタル印刷機は、壁コンセントから、あるいはデータ接続又はネットワーク接続からの電力供給が可能でなければならない。

(9) コンピュータサーバ

クライアント装置（例：デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ、シンクライアント、無線装置、PDA、IP電話機、他のコンピュータサーバ、または他のネットワーク装置）のためにサービスを提供し、ネットワーク化されたリソースを管理するコンピュータ。企業等の物品調達経路で販売され、データセンター及びオフィス／企業環境で使用する。キーボードやマウスのような入力装置の直接接続とは対照的に、主にネットワーク接続を介してアクセスを行う。

対象となるコンピュータサーバは、以下の定義をすべて満たしていなければならない。

- ① サーバとして市場に提供され販売されている。
- ② 1つ又は複数のコンピュータサーバオペレーティングシステム（OS）及び／又はハイパーバイザー対応として設計、公表されている。
- ③ 使用者が設定するアプリケーションの実行を本質的な目的とし、一般的に企業向け（ただしこれに限定されない）である。
- ④ 誤り訂正符号（ECC：error-correcting code）及び／又はバッファ付きメモリ（バッファ付き二重インラインメモリモジュール（DIMM）およびバッファ付きオンボード（BOB）構成の両方を含む）への対応を提供する。
- ⑤ 1つ又は複数の交流-直流または直流-直流電源装置とともに販売される。
- ⑥ すべてのプロセッサはシステムメモリを共有することができ、OS又はハイパーバイザーに見えるように設計されている。

附 則

この細則は、平成26年7月1日から施行する。